

総合評価方式の特別簡易型導入について

建設工事に係る総合評価方式において、事務負担に配慮した自己採点方式による特別簡易型を導入します。

また、これまで公共工事の品質確保のため、技術的な工夫が十分可能な工事を対象として実施していましたが、担い手の確保・育成の観点により技術的な工夫の余地が小さい工事においても実施します。

詳細については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン（平成30年12月）」を参照してください。

特別簡易型の概要

1 さいたま市の特別簡易型とは

技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者が提示する施工能力、社会性・信頼性等と入札価格を一体として評価するものです。（施工計画や技術提案の評価項目はありません）。

2 対象工事

技術的な工夫の余地が小さく、施工上特に配慮すべき課題のない一般的な工事を対象とします。

また、原則として比較的少額な案件を対象とします。

3 技術評価点の採点方式

新たに自己採点方式を導入します。

自己採点方式とは、開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後、入札価格と自己採点結果を総合的に評価した評価値が最も高い者のみに技術資料を求め、これを評価し、評価値を確定する方式です。

4 評価項目

（1）企業の技術能力

- ・ 工事成績評定（業種別）
- ・ さいたま市優秀建設工事業者表彰（業種別）
- ・ ISO認証の取得

(2) 配置予定技術者等の技術能力

- ・保有資格
- ・工事成績評定（業種別）
- ・継続教育（CPD）の取組み状況
- ・若手技術者の配置 ※新設項目

(3) 企業の社会性、地域で安心・安全な工事を実施する能力

- ・次世代育成支援
- ・若手技術者の雇用状況
- ・地域の安心・安全への貢献の実績（選択項目）
- ・手持ち工事量（業種別） ※新設項目

(4) 企業倫理や信頼性等

- ・企業倫理や信頼性等

(5) その他

- ・市内下請け
- ・材料調達（選択項目）

※平成31年1月1日以降に告示（指名通知）する案件から適用します。